

令和元年度

第2回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料4】

その他

## 秋田県農山村ふるさと保全検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 中山間地域をはじめとする農山村地域が有する多面的機能の良好な発揮や、農地等の保全・利活用に係る地域住民の共同活動等、農山村地域の活性化及び振興対策の推進を図るため、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱第7の1」、「中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第7の1」、「日本型直接支払推進交付金実施要綱（別紙1）第1の3」、「同要綱（別紙2）第1の3」及び「同要綱（別紙3）第1の3」に基づき、秋田県農山村ふるさと保全検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業等に関すること。（詳細は別紙）
- (2) 日本型直接支払交付金に関すること。（詳細は別紙）
- (3) その他必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、学識経験者等から構成する。

2 委員の任期は、2年を原則とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に事故ある時や本人の申し出により欠員が生じた場合は、その委員を補欠することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故ある時又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、秋田県農林水産部長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 会議は、原則として公開とする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、農林水産部農山村振興課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

1. 秋田県農山村ふるさと保全検討委員会の審議事項

(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業

- ・保全対策事業の実施計画・実施結果に関する審議
- ・棚田基金事業の実施計画・実施結果に関する審議

(2) 日本型直接支払交付金

1) 多面的機能支払交付金

- ・実施状況の点検
- ・組織の取組の評価等

2) 中山間地域等直接支払交付金

- ・知事特認基準の審査・検討
- ・市町村対象農地の地域指定の評価
- ・直接支払の実行状況の点検

3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・直接支払の実行状況の点検
- ・農業者団体等の取組の評価

【関係要綱等参考抜粋】

(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策実施要綱（ふる水基金）第7 事業の推進体制

- 1) 都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。
- 2) 都道府県委員会は、第3の2の保全対策事業の実施計画、実施結果等に関し審議し、意見を述べるができるものとする。

(2) の1) 日本型直接支払推進交付金実施要綱（別紙1）第1の3 第三者機関の設置・運営

- (1) 多面交付金の毎年度の実行状況の点検、多面交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。
- (2) 多面交付金の実施期間において、第三者委員会が多面交付対象組織の取組を評価し、必要に応じて、多面交付対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。

(2) の2) 日本型直接支払推進交付金実施要綱（別紙2）第1の3 第三者機関の設置・運営

- (1) 中山間交付金の毎年度の実行状況の点検、中山間交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。
- (2) 国の第三者機関に提出するデータに基づく特認基準の妥当性について、審査検討する。
- (3) 中山間交付金実施要領第13の3の規定に基づく中間年評価及び最終評価において、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の取組の進捗状況等について評価を行う。
- (4) その他、都道府県知事が第三者委員会での検討が必要であると判断した事項について検討する。

(2) の3) 日本型直接支払推進交付金実施要綱（別紙3）第1の3 第三者機関の設置・運営

- (1) 環境交付金の毎年度の実行状況の点検、環境交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。
- (2) 環境交付金の実施期間において、第三者委員会が農業者団体等の取組を評価し、必要に応じて、農業者団体等に対し、指導・助言を行うよう運営する。